



厚生委員会資料
平成27年9月14日

子育て世帯臨時特例給付金及び臨時福祉給付金の受付状況について

1 支給目的

平成26年4月1日から消費税が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い方への負担の影響に鑑み、臨時的な給付措置として臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を支給するものです。なお、給付金支給業務の円滑化と効率化のために、子育て世帯臨時特例給付金は6月の児童手当現況届と一体的な申請受付、臨時福祉給付金は9月1日から申請受付を実施しております。

- 2 支給額 児童手当を受給している所得制限限度額未満の世帯
子ども1人につき 3千円
(臨時福祉給付金と重複可)
臨時福祉給付金
1人につき 6千円

3 対象者数(見込)

子育て世帯臨時特例給付金 対象児童数 17,500人
臨時福祉給付金 対象者数 31,700人

4 申請受付状況等 (平成27年9月1日現在)

子育て世帯臨時特例給付金

- (1) 支給申請児童数 16,003人
(2) 支給決定児童数 15,599人
(3) 支給決定金額 46,797,000円(予定)

臨時福祉給付金につきましては、申請受付初期なので報告なし。

5 申請期間

子育て世帯臨時特例給付金

平成27年6月1日(月)から平成27年11月30日(月)

臨時福祉給付金

平成27年9月1日(火)から平成28年2月29日(月)

6 申請勧奨

子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当現況届の提出時に併せて申請受付をしていることから、児童手当現況届の未提出者への提出案内を以て対応し、公務員については、原則として所属庁が申請勧奨を行うこととなっておりますが、市内の官公庁を主に申請勧奨の依頼文等により勧奨に努めます。